

琵琶湖保全再生施策に関する計画

平成 2 9 年 3 月

滋賀県

目 次

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の概要	1
琵琶湖保全再生施策に関する計画	2
資料1 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」用語解説	12
資料2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律	16
資料3 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針	19
資料4 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定経過	21
資料5 滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会 委員名簿	22

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の概要

1 計画期間 平成29年度（2017年度）から平成32年度（2020年度）までの4年間

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1) 趣旨	(2) 目指すべき姿
● 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、滋賀県および滋賀県内各市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進 ● 「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、琵琶湖の保全再生を推進	多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。



4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

- 水質や生態系に関する継続的な監視・調査、課題の要因解明・対策の検討
- 試験研究機関や大学など関係機関の連携協力による研究開発、データベースの構築
- 生態系の変化や水質汚濁のメカニズムの解明、課題の抜本的解決のための調査研究の実施等

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項

- 多様な主体の協働と交流の推進
- 住民、特定非営利活動法人等への活動支援

(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

- 国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とのより一層の連携
- 琵琶湖保全再生推進協議会における施策の推進に関する協議、施策の実施に関する連携

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

(1) 体験型の環境学習の推進

- 農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会等
- 特定非営利活動法人や事業者のCSR活動との連携

(2) 教育の振興

- 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育への支援
- 食育の推進による滋賀の食文化の継承

(3) 広報・啓発の実施

- 国内外への広報・啓発

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

- (1) 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項 (2) 財源の確保の検討に関する事項 (3) 計画の実施状況等に関する事項 (4) 資料の作成、公表に関する事項

琵琶湖保全再生施策に関する計画

1 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成32年度（2020年度）までの4年間とする。

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1) 趣旨

琵琶湖は、治水上または利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全および再生を図ることが困難な状況にある。

これまで、関係6省庁による琵琶湖の総合的な保全のための計画調査や、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）等に基づき、琵琶湖の総合保全のための様々な施策が行われてきた結果、琵琶湖の水質については、富栄養化の指標である全窒素や全りんなどは改善傾向が見られるものの、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未達成である。特に化学的酸素要求量（COD）は長期的に見ると流入負荷削減対策に連動した減少傾向を示していない。また、アオコも依然として発生していることや在来魚介類が減少していることに加え、水草の大量繁茂や外来動植物の増加など新たな課題が生じている。

とりわけ、豊かな生物を育むとともに琵琶湖の様々な在来魚にとって産卵・成育に欠かせない「魚のゆりかご」といえる琵琶湖南湖においては、こうした傾向が顕著であり、これに加え、湖底環境の悪化等により生態系の健全性が著しく損なわれている。

また、水産資源の減少に伴う琵琶湖漁業の低迷や、琵琶湖と人々の暮らしとの関係の希薄化など、琵琶湖と人との関係も大きく変化してきている。

こうした状況の中、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成27年9月28日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号。以下「法」という。）が公布、施行され、これを受け、平成28年4月21日に国において琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が定められた。この基本方針を勘案し、滋賀県および滋賀県内市町が多様な主体の参加と協力を得て琵琶湖の保全および再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、滋賀県は法第3条に基づき本計画を策定するものである。

なお、琵琶湖の保全および再生に当たっては、琵琶湖と人との共生を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、これらを行うものとする。

(2) 目指すべき姿

多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の

良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

3 琵琶湖の保全および再生のための事項

琵琶湖の各水域における状況等も踏まえ、総合的な観点から次に掲げる琵琶湖保全再生施策を推進する。

(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項

① 持続的な污水处理システムの構築

- ・下水道や農業集落排水施設、浄化槽の整備により滋賀県の污水处理人口普及率は98%を超えているものの、市町によって普及率に差があることから、生活排水対策として、持続可能な污水处理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して、適切な役割分担の下での計画的な整備を推進する。
- ・下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持続的な提供および琵琶湖の環境保全のため、必要な調査を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進する。
- ・既存の浄化槽および単独処理浄化槽について、法定検査受検率の向上等による適正な維持管理を推進する。

② 面源負荷対策

- ・市街地や農地など面源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減のため、住宅地や道路など市街地からの排水の貯留・沈殿等による浄化対策、農業用排水施設の計画的な整備と適切な維持管理、農業排水の循環利用などの施策を推進する。

③ 流入河川・底質改善対策

- ・河川から琵琶湖に流入する前の対策として、一時貯留池や水生植物等による河川の水質浄化を推進する。
- ・琵琶湖および琵琶湖周辺に分布する内湖において、湖底に堆積した底泥や水草による水質への影響を抑えるため、浚渫・覆砂などの底質改善対策を推進する。

④ その他の対策

- ・工場や事業場の排水基準等の遵守状況の確認のため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）等に基づく工場や事業場への立入検査や排水検査による監視を実施する。
- ・琵琶湖における適正なレジャー利用を推進し、レジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）に基づき、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止対策を引き続き実施する。
- ・廃棄物処理施設の整備やその支援などにより廃棄物の適正な処理を進め、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を推進する。
- ・現状把握や新たな課題の早期発見など琵琶湖の保全および再生に必要な水質監視に

について、体制の整備や必要な分析機器の維持・更新などを行い、継続的な調査を実施する。

- ・良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向け、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討する。

(2) 水源のかん養に関する事項

①水源林の適正な保全および管理

- ・琵琶湖の重要な水源である森林を健全な姿で未来に引き継いでいくためには、水源かん養等の多面的機能を持続的に発揮させることが重要であることから、水源かん養保安林等の適正な配備を進めつつ、災害に強い森林づくりのための治山事業や森林整備事業等を推進するとともに、森林施業の集約化や早急に災害復旧事業等を行う観点から林地境界明確化を推進するなど森林の保全および管理を推進する。

②森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進

- ・森林資源の循環利用を推進し、適切な森林整備を維持することにより、将来にわたり水源かん養等の多面的機能を持続的に発揮させることが重要であるため、間伐や保育、再造林等を着実にを行い、多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。

③森林生態系の保全に向けた対策の推進

- ・ニホンジカの急激な増加が、林業被害だけでなく、森林の更新の阻害や下層植生の衰退による土壌流出の危険性の増大など人工林や天然林を問わず森林生態系に深刻な影響を与えているため、捕獲や被害防除等の対策を推進するとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進する。

④農地対策

- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。

⑤その他の対策

- ・強雨時における土砂や流木の下流への流出を防ぎ、山腹崩壊の防止につながる砂防事業を推進する。

(3) 生態系の保全および再生に関する事項

①湖辺の自然環境の保全および再生

ア ヨシ群落の保全および再生

- ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）等に基づき保全するとともに、造成・再生・維持管理を推進する。

イ 内湖等の保全および再生

- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場

として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、早崎内湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生を推進する。また、陸域にある水田や内湖と琵琶湖との連続性が妨げられているため、生態系の保全および再生に向けてその連続性の回復を推進する。

- ・ラムサール条約の登録湿地であり、水鳥の生息地として国際的に重要な役割を果たしている琵琶湖や西の湖の湿地機能の保全および再生を推進する。

ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生

- ・湖辺域を形成する砂浜、湖岸、都市公園や自然公園園地など湖岸の緑地は、親水やレクリエーションの場としてだけでなく、多くの生物の生息・生育空間としても重要であることから、歴史的・文化的環境にも配慮して地域の特性に応じた砂浜、湖岸の保全および再生や、都市公園・自然公園園地の植生の適切な維持管理を推進する。
- ・砂浜の侵食を抑制するため、河川からの土砂供給や琵琶湖における漂砂の動きについて、流域全体での対策を検討する。

②外来動植物による被害防止

ア 外来動植物全般の対策

- ・外来動植物の被害を防止するためには、被害を及ぼす外来動植物をあらかじめ把握しておくことが重要であることから、琵琶湖の生態系に対し被害を及ぼすおそれのある侵略的外来動植物に関するリストの整備を推進する。
- ・侵略的外来動植物に関するリストを活用し、琵琶湖に新たに侵入する侵略的な外来種の早期発見と早期防除を行うための監視体制を検討する。

イ 外来動物対策

- ・外来魚のオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの対策により減少してきたが、気象条件の影響等による駆除量の低下などにより平成25年を境に増加に転じており、琵琶湖における生態系や漁業への被害を防止するため、徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなど外来動物の生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。

ウ 外来植物対策

- ・急速に分布範囲と生育面積を拡大するオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウなどの侵略的な外来植物について、取り残しのない駆除を実施するとともに駆除済み区域の徹底的な巡回・監視により再生を防止するなど、防除を推進する。
- ・加えて、効果的で効率的な防除手法の確立に向けた取組を進めるとともに、地域との連携による早期の発見・防除に向けた体制づくりを推進する。

③カワウによる被害防止等

- ・近年は各種対策により生息数は減少傾向にあるものの、内陸部に小規模なコロニー・ねぐらが増加しているため、総合的な管理体制を整備して、新たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、飛来地での追い払い対策とともに、更に生息数

を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する。

- ・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行うとともに、植生被害が生じた竹生島等における森林の整備・保全など自然環境の回復に係る長期的な取組を推進する。

④水草の除去等

ア 水草の除去等

- ・琵琶湖の生態系や水産資源を回復させ、湖底底質の保全および改善や腐敗による水質悪化の防止、悪臭の防止等による生活環境の改善、船舶の航行の安全確保等を図るため、大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において水草の根こそぎ除去および水草刈取船による表層刈取り等の対策を推進する。
- ・除去した水草は堆肥化して住民等に配布するほか、ビジネスモデル等の仕組みづくりへの支援などにより、有効利用を推進する。
- ・水草の効率的な刈取り除去や有効利用を推進するため、対策手法の検討や技術開発に係る支援を行うとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を実施する。
- ・水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。

イ 湖岸漂着ごみ等の処理

- ・台風や豪雨等による出水により琵琶湖に流れ込み、湖岸に大量に押し寄せる漂着ごみ等については、発生の状況等を把握するとともに処理対策等を実施する。

ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等

- ・琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。

⑤生物多様性の保全の推進

- ・琵琶湖は古代湖として日本では最も固有種・希少種に富み、生物多様性が豊かな湖沼であることから、琵琶湖およびその周辺で生息数が減少し絶滅の危機に瀕している希少種等の調査をはじめとする生物多様性の調査を定期的を実施し、その結果を活用することなどにより、生物多様性の保全を推進する。

⑥陸水域における生物生息環境の連続性の確保

- ・魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理を推進する。
- ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。

(4) 景観の整備および保全に関する事項

①琵琶湖を中心とした景観の整備および保全

- ・歴史的な景勝地としての琵琶湖を中心とした、ひろがりつつながりのある一体的な景観の整備および保全を推進する。

②文化的景観の保存および整備

- ・琵琶湖周辺および沖島をはじめとした琵琶湖内の島々には、人々の営みと琵琶湖が織りなす個性と魅力ある景観が現存しており、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化庁より選定された重要文化的景観をはじめとする琵琶湖の文化的景観の保存および整備を推進する。

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

①環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興

ア 環境に配慮した農業の普及

- ・農薬や化学肥料の使用量を減らすとともに農業濁水の流出防止や地球温暖化防止、生物多様性保全等の取組を行う「環境こだわり農業」を推進する。
- ・在来魚が琵琶湖と水田を行き来し産卵・繁殖する「魚のゆりかご水田」など「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する。
- ・農地や農業用排水施設、干拓施設の保全の推進、農業排水の循環利用の推進、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。
- ・環境こだわり農業や農業排水の循環利用、魚のゆりかご水田や琵琶湖漁業など琵琶湖と共生する「滋賀の農林水産業」について、「世界農業遺産」の認定に向けた取組を推進する。

イ 山村の再生と林業の成長産業化

- ・山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されていないため、都市部との交流等を図り、山村資源を活かした取組を進めることにより、山村の再生を推進する。
- ・林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進する。

ウ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興

- ・これまでの琵琶湖保全の取組の中で蓄積されてきた産学官民の技術やノウハウ等を活かした「水環境ビジネス」をはじめとする琵琶湖の保全および再生に資する環境関連産業を振興する。
- ・特に、国立研究開発法人国立環境研究所の一部機能移転（琵琶湖分室の設置）を契機に産学官の連携を強化し、湖沼環境研究の更なる発展と研究成果の活用・実用化を図る。

②水産資源の適切な保存および管理

ア 漁場の再生および保全

- ・赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。

- ・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業展開を推進する。
- ・琵琶湖総合開発で整備された漁港や増殖施設が老朽化しており、施設の修繕・長寿命化や効果的な運用のための改善を促進する。

イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討

- ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。

ウ 水産動物の種苗放流

- ・琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を推進する。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど種苗生産拠点の機能の拡充や強化を推進する。

エ 資源管理型漁業の推進

- ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタシジミ、ホンモロコ、アユなどの水産重要種に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。

オ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展

- ・琵琶湖漁業の再生および持続的発展のため、琵琶湖産魚介類の消費拡大や流通促進、輸出促進に向けた施設整備、新規漁業就業者の確保・育成を推進するとともに、漁業者が行う環境保全活動などの水産多面的機能発揮対策の取組を支援する。
- ・河川漁業の持続的発展のため、河川漁場の魅力発信や釣り教室を行うなど、遊漁者を増加させる取組を支援する。
- ・淡水真珠養殖業の再生のため、漁場環境の保全を行うとともに、母貝の安定供給に対する取組を支援する。

③観光、交通その他の産業に関する事項

ア エコツーリズムの推進等

- ・体験や体感により琵琶湖と触れ合うことで琵琶湖に対する理解と関心を深めるため、観光振興や地域活性化にもつながるエコツーリズムを推進する。

イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等

- ・琵琶湖の美しい風景や生活文化は、四季や時間の移ろいの中で様々な表情を持っている。その魅力をルールやマナーを守りながら楽しむことにより琵琶湖についての学びを深めるため、湖上スポーツやビワイチなど琵琶湖と親しむスポーツや、日本遺産として認定された「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」をはじめ、琵琶湖の特性を活かしつつ、観光客等のニーズにあった観光等を推進する。

ウ 湖上交通の活性化

- ・湖上遊覧を通じた琵琶湖への関心の向上や琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、地域交通としての利用、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を推進する。

- ・災害時における湖上交通の活用を図るため、港湾施設等の耐震化や修繕・長寿命化、防災拠点の整備、輸送手段の確保を推進する。

4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

本計画を推進するため、次に掲げる調査研究を行う。

- ・琵琶湖の水質や生態系に関する継続的な監視や調査を行い、琵琶湖の保全および再生を図る上での課題や突発的な事象に対して、気候変動に関する知見も考慮しつつ総合的な視点で課題の要因を解明し、対策を検討する。
- ・調査研究に関する体制整備や人材育成等を進めつつ、水質や生態系をはじめとする琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、具体的な対策に関して、技術等の研究開発を推進する。
- ・調査や研究の成果を高めるため、国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室をはじめ多くの試験研究機関や大学等、関係機関の連携・協力による研究開発を推進するとともに、琵琶湖生態系評価に必要な水質・底質および生物のモニタリングを推進し、データベースの構築およびその公表を行う。
- ・継続的な知見の集積とともに、蓄積された研究成果を有効に活用して、生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズムの解明や、課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を実施する。

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

本計画を推進するため、次に掲げる推進体制の整備を行う。

(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項

①多様な主体の協働と交流の推進

- ・住民や事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促すため、これらの主体が琵琶湖保全再生施策に参画できる機会の提供や、主体間の交流、人材育成等を推進する。
- ・従来の特定非営利活動法人や関係団体中心の協働に事業者や大学も加わった仕組みの構築に向けた検討を行うとともに、ボランティア活動の推進や、琵琶湖下流域の住民、学生、団体との協働の推進など、主体の多様化を図る。
- ・政策形成過程における住民参画を促進するとともに、琵琶湖保全再生施策に関する各種情報の共有と利活用を図るため、協働プラットフォームの構築や情報共有・情報交換のシステムづくりなどを推進する。

②住民、特定非営利活動法人等への活動支援

- ・住民や特定非営利活動法人、関係団体等が主体となって保全および再生の取組を進めることが重要であり、これらの主体が有効性のある活動を行うことができるよう、環境整備など側面的な支援を実施する。

(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

琵琶湖保全再生施策の実施に関し、国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とより一層の連携を図る。加えて、主務大臣や関係地方公共団体の長等で構成する法定の琵琶湖保全再生推進協議会等を活用して、琵琶湖保全再生施策の推進に関して協議するとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図る。

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

琵琶湖の保全および再生や、森・川・里・湖のつながりの重要性について、国民の理解と関心を深めるよう、次に掲げる施策を推進する。

(1) 体験型の環境学習の推進

- ・琵琶湖の自然環境を体感することで琵琶湖の重要性を認識することができるよう、農業体験や森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会、エコツーリズム等の体験型の環境学習を推進する。
- ・特定非営利活動法人や事業者のCSR活動との連携等により、環境学習に関する活動の輪を広げる。

(2) 教育の振興

- ・学習船「うみのこ」による宿泊体験型環境学習や森林環境学習「やまのこ」、農業体験学習「たんぼのこ」など、子どもたちの理解と関心を深めるため、琵琶湖の保全および再生に資する様々な教育・学習を推進するとともに、各学校や関係団体などがより積極的に環境教育に取り組んでいくための支援を実施する。
- ・漁業体験や調理実習などを通じた食育を推進し、滋賀の食文化を子どもたちなどに伝えるための活動への支援を実施する。

(3) 広報・啓発の実施

- ・国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性について、県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施する。

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

(1) 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項

- ・琵琶湖を守ることと活かすことの好循環を更に推進するため、必要となる方策を検討する。

(2) 財源の確保の検討に関する事項

- ・法に規定されている国の財政上の措置等の活用はもとより、マザーレイク滋賀応援寄附など、琵琶湖保全再生施策の推進に向けた財源の確保に係る検討を行う。

(3) 計画の実施状況等に関する事項

- ・計画に関する事業の実施状況等を毎年度把握することにより、琵琶湖保全再生施策の推進に反映する。

(4) 資料の作成、公表に関する事項

- ・琵琶湖の保全および再生の状況や、琵琶湖の保全および再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時にかつ適正な方法により公表するとともに、県民をはじめ国民への琵琶湖に関する理解促進および普及啓発のための情報発信を積極的に実施する。

資料1「琵琶湖保全再生施策に関する計画」用語解説

よみ	語句	解説
あ	アオコ	水の華ともいう。池や湖沼で植物プランクトンが異常増殖し、水面に薄皮あるいは塊状として浮いているもの。青い粉を吹いたように盛り上がって群生することからアオコと呼ばれる。栄養塩類が多いと発生しやすいので、富栄養湖の判定の条件とされることもある。
あ	アユ産卵用人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の2箇所に設置している。
え	エコツーリズム	来訪者や地域住民が、体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖の重要性を認識することができる活動。
お	污水处理人口普及率	行政区域内の総人口に占める污水处理が可能な人口の比率。 污水处理人口普及率(%) = 污水处理人口 / 総人口 × 100
お	汚濁負荷	水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質の量。
か	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。湖沼や海域の汚濁に関する代表的な指標であり、この値が大きいほど水が汚れていることを示す。CODは「Chemical Oxygen Demand」の略称。
か	環境基準	人の健康を保護し、また生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件についての基準であり、環境行政が到達すべき目標。環境基本法 16 条により定められている。環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならない。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。
か	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。
か	間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
が	外来種	「外来生物」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接・間接の活動によって他の地域から侵入した生物で、国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内他地域を起源とする「国内外来種」もある。
が	学習船「うみのこ」による宿泊体験型環境学習	県内すべての小学校、特別支援学校、外国人学校の5年生を対象に、琵琶湖を舞台にし、学習船「うみのこ」を活用した、1泊2日の宿泊体験学習。昭和58(1983)年から開始された。
き	希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして、希少性が高い種。「滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県版レッドデータブック)」では、カテゴリーの名称にもなっており、その定義は国のレッドリストの「準絶滅危惧」とほぼ同等で、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組。
ぐ	群落	同一場所である種の単位性と個性性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
こ	耕畜連携	畜産農家から耕種農家(水稲、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。
こ	古代湖	世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている(数万～10万年の寿命)のに対し、概ね10万年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。

こ	湖底の耕うん	湖底を見曳き漁具(マングワ)等により耕すこと。
こ	固有種	ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したもの(遺存固有)と、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したものの(新規固有)がある。
さ	再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
さ	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
ざ	在来魚、在来植物	ある一定の地域に元からいる魚、植物。
ざ	在来魚介類	元々その場所(琵琶湖)に生息している魚や貝、エビ等。
し	資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。
し	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
し	浚渫	河川、池、湖沼、港湾などの水域の水底に堆積したゴミ、泥、土砂、ヘドロなどをさらい、必要な深さを確保しようとする工事のこと。
し	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
し	植生	ある場所の地表に生育している植物の集団。
し	侵略的外来動植物	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い生物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつでもある。
し	森林環境学習「やまのこ」	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。
し	森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し	森林資源の循環利用	木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
じ	重要文化的景観	人々の生活の営みとともに形成されてきた景観地の中でも、特に優れたものとして市町村の申し出に基づき国が選定するもので、文化財保護法で定められた制度。滋賀県では、琵琶湖と向き合いながら人々の生活が営まれてきた歴史から、全国で指定第1号の「近江八幡の水郷」のほか、平成29(2017)年3月現在、6件が選定されている。
じ	人工林	人工造林(苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法)によって造成された森林。
す	水源かん養	降雨時に河川等へ水の流出を軽減させる働き(洪水緩和)と、無降雨時に河川等へ水を安定的に供給する働き(渇水緩和)という2つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割を持つ。
す	水源かん養保安林	主に河川の上流部にあつて、水源かん養機能が期待される森林を水源かん養林、この機能が期待されて保安林に指定されたものを水源かん養保安林という。
す	水産多面的機能発揮対策	環境や生態系の維持・回復など、漁業者等が行う水産業や漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動。
す	水質汚濁	水質汚染の主な原因として、有機物による汚濁(工場や家庭から排出される有機物が原因となるもの)、栄養塩類による汚濁(富栄養化を引き起こす窒素やりんが原因となるもの)、有害物質による汚濁(工場排水等に含まれているカドミウム、水銀等の重金属やPCB(ポリクロロビフェニル)等によるもの)などがあげられる。
す	砂地の造成	泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。

せ	生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壌、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。
せ	生物多様性	いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」の3つの階層で認識されている。
せ	世界農業遺産	伝統的な農業・農法を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用されている世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関(FAO)が認定するもの。概ね2年に1回、認定が行われている。
ぜ	全窒素	有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。
ぜ	全りん	有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。
て	底質	海・湖沼・河川などの底を構成している堆積物や岩盤、またその性質。
て	天然林	自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。
な	内湖	大きな湖(本湖)の周辺に、水路によって本湖と直接結ばれた湖沼をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。 滋賀県と大津市・彦根市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市が申請した「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」が平成27(2015)年に日本遺産に認定され、平成28(2016)年に構成団体として長浜市が、構成資産として、竹生島・菅浦の湖岸集落景観(長浜市)および石山寺・西教寺(大津市)、彦根城跡(彦根市)が追加認定された。
の	農業体験学習「たんぼのこ」	子どもたちが農業への関心を高め、理解を深めるとともに、生命や食べ物大切さを学ぶため、滋賀県が平成14(2002)年度から開始した自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習。
ひ	漂砂	砂が波や沿岸流によって湖浜に沿って移動する現象またはその砂をいう。
び	琵琶湖総合開発	琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、水資源の利用と関係住民の福祉を増進することで近畿圏の健全な発展に寄与することを目的として、昭和47(1972)年度から25年間かけて実施された。事業は自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策および水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱で構成された。
び	琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)	国の6省庁による「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえて、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成12(2000)年3月に滋賀県が策定した計画。2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、琵琶湖を保全するための幅広い取組を進めている。平成23(2011)年10月に第1期の評価を踏まえ計画を改定し、第2期は平成32(2020)年度までを計画期間としている。
び	琵琶湖の総合的な保全のための計画調査	琵琶湖およびその周辺地域を21世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、平成9(1997)年度から平成10(1998)年度までの2年にわたり、関係6省庁一国土庁・建設省(現国土交通省)、厚生省(現厚生労働省)、農林水産省、林野庁、環境庁(現環境省)一が共同して実施した調査。滋賀県では、この調査をもとにマザーレイク21計画を策定。
ふ	富栄養化	湖沼などの水中の窒素やりんなどの栄養塩が多い状態になること。富栄養化が進行すると、プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。
ぼ	母貝	真珠養殖に用いる貝で、施術して体内に真珠を作らせる。本県ではイケチョウガイが用いられている。
め	面源負荷	市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明確で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷(非特定汚濁負荷)という。

ゆ	遊漁者	漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕する者のこと。
ゆ	豊かな生きものを育む水田	かつての水田環境を取り戻し、生物多様性を復元する取組を行う水田のこと。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。
ら	ラムサール条約	ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、世界 169 か国が加盟している条約。日本は昭和 55(1980)年に条約を締結し、琵琶湖は平成 5(1993)年に日本で 9 番目のラムサール条約湿地として登録された。平成 20(2008)年には、西の湖(琵琶湖の東岸中央部に位置する内湖)が、ラムサール条約湿地として拡大登録された。
り	流域	ある川が降水(雨水、雪解け水など)を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。

資料2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律 (平成 27 年 9 月 28 日法律第 75 号)

(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- 二 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- 三 その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

3 基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体が多様な主体の参加と協力を得て策定し、及び実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係府県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(琵琶湖保全再生計画)

第三条 滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができる。

2 琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- 三 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - イ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ロ 水源の涵養に関する事項
 - ハ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ニ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ホ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

四 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

五 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項

イ 住民、事業者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十二条において同じ。）等の多様な主体による協働の推進に関する事項

ロ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

六 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

七 その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

3 琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であつて琵琶湖に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴き、及び主務大臣に協議しなければならない。

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

6 前二項の規定は、琵琶湖保全再生計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第四条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地方債についての配慮)

第五条 関係地方公共団体が琵琶湖保全再生計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(琵琶湖保全再生推進協議会)

第八条 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この項において「主務大臣等」という。）は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、主務大臣等は、必要があると認めるときは、協議会に、関係市町村その他主務大臣等が必要と認める者を加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(調査研究等)

第九条 国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 関係地方公共団体は、国との連携を図りつつ、前項の調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 国及び関係地方公共団体は、前二項の調査の結果を踏まえ、水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生等の琵琶湖の自然環境の保全及び再生に関する研究開発の推進並びにその成果の普及等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(水質の汚濁の防止のための措置等)

第十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全等)

第十一条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖辺の自然環境の保全及び再生)

第十二条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水環境（水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。）の改善並びに生態系の保全及び再生を図るため、ヨシ群落その他の在来植物（琵琶湖にその本来の生息地を有する植物をいう。）の群落、内湖（琵琶湖と水路によってつながっている琵琶湖特有の湖沼をいう。）、砂浜、自然の湖岸等の湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来動植物による被害の防止)

第十三条 国は、琵琶湖におけるオオクチバスその他の海外から我が国に導入された動物及びオオパナミズキンバイその他の海外から我が国に導入された植物（次項において「外来動植物」という。）による生態系及び漁業に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、これらの捕獲等の防除が適確に行われるよう必要な支援をするものとする。

2 関係地方公共団体は、琵琶湖において生態系又は漁業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の防除を行うよう努めるとともに、その被害の防止に関する啓発活動その他その被害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(カワウによる被害の防止等)

第十四条 国は、琵琶湖におけるカワウによる著しい漁業及び植生に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの防除措置等の有効な実施に関する技術的な助言、情報の提供その他必要な支援をするものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため、カワウの防除措置及び捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水草の除去等)

第十五条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における湖底の底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保のため、水草の除去、湖岸に漂着したごみ等の処理、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成、湖底の底質の保全及び改善等に資する水産動物の種苗の放流その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産資源の適切な保存及び管理等)

第十六条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水産資源を回復し、その漁業の振興を図るため、水産動物の種苗の放流、漁場の整備及び保全、琵琶湖に流入し又は琵琶湖から流出する河川等における魚道の整備及び適切な維持管理等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコツーリズムの推進等)

第十八条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖上交通の活性化)

第十九条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(景観の整備及び保全)

第二十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第二十一条 国及び関係地方公共団体は、農業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、前項の措置のほか、琵琶湖の保全及び再生に関する広報活動その他の普及啓発、琵琶湖の環境の保全及び再生に関する教育及び学習の振興、琵琶湖の特性を生かした観光の振興その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の協働)

第二十二条 国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため、これらの者が琵琶湖保全再生施策に参画することができる機会の提供、これらの者の間の交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

(資料の作成及び公表)

第二十三条 政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ、適切な方法により公表しなければならない。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

資料3 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針 (平成 28 年 4 月 21 日決定)

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

(1) 趣旨

琵琶湖は、約 400 万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏においては治水上又は利水上重要な役割を担ってきている。そのように公益的な役割を担う湖であるとともに、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

しかしながら、琵琶湖においては、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未だ達成しておらず、アオコも依然として発生していることに加え、水草の大量繁茂及び外来動植物の増加等の新たな課題が生じており、琵琶湖の総合的な保全及び再生の取組を実施する必要性が高まっている。こうした状況に鑑み、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえ、琵琶湖と人との共生を基調とし、多様な主体の参加と協力を得て実施する琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、本基本方針を策定するものである。

なお、琵琶湖の保全及び再生に当たっては、以下が重要であるとの認識の下、これらを行うものとする。

- ① 琵琶湖の重要性や現状、保全及び再生の必要性について国民の幅広い共感を得るよう努めること
- ② 琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力ある暮らしとの共存を図るよう努めること
- ③ 琵琶湖の価値を将来にわたって共有できるよう努めること

これらを踏まえつつ、琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進することで、多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

(2) 多様な主体の協働

琵琶湖保全再生施策は、その対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内等の広範多岐にわたり、かつ、相互に密接な関係を有している。また、琵琶湖と人々との関わりも多様であり、関わる主体も国及び関係地方公共団体のみならず個人、事業者、特定非営利活動法人等様々であることから、多様な主体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。

(3) 調査研究等

琵琶湖の生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズム等には未解明な部分が多く、諸課題の抜本的な解決には至っていない現状にある。多岐にわたる分野において、継続的な知見の集積に努めるとともに、蓄積された研究成果を有効に活用してメカニズムの解明や課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を行っていくことが必要である。

また、調査研究を効果的かつ効率的に推進するため、国、関係地方公共団体及び各研究機関等の連携・情報共有等をより一層図っていくことが必要である。

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

琵琶湖の保全及び再生を行うに当たっては、琵琶湖の各水域における状況等も踏まえた施策の推進を図るものとする。

(1) 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

琵琶湖の水質の汚濁の防止のために水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）等に基づく工場及び事業場の排水対策、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の計画的な整備による生活排水対策、農業用排水施設の計画的な整備等による農地及び市街地等からの流出水対策、琵琶湖への流入河川及び琵琶湖内における水質保全対策等を図るよう努めるものとする。

また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする。

(2) 水源の涵養に関する事項

琵琶湖の水源の涵養を図るため、琵琶湖の集水域に存する森林については、水源かん養保安林等の適正な配備を進めつつ、適切な整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除等を図るよう努めるものとする。また、水源涵養機能を有する農地の確保、保全及び整備を行う等、農地における貯留機能の向上等を図るよう努めるものとする。

(3) 生態系の保全及び再生に関する事項

イ 湖辺の自然環境の保全及び再生

琵琶湖の生態系の保全及び再生を図るため、琵琶湖の生態系にとって重要なヨシをはじめとした在来植物の群落の

保全及び再生を図るほか、魚類等の生息・繁殖環境としても重要な湖辺域を形成する内湖、砂浜、自然の湖岸等の環境の保全及び再生並びに陸水域における連続性の確保を図るよう努めるものとする。

ロ 外来動植物による被害防止

琵琶湖においてオオバナミズキンバイ、オオクチバス等の外来動植物による生態系及び漁業への被害が問題となっていることから、これらの外来動植物の防除を行うとともに、効果的な防除方法の検討等を行うよう努めるものとする。

ハ カワウによる被害防止等

カワウによる漁業及び植生被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく防除措置等の有効な実施に関する支援を行い、カワウの防除措置、捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全等カワウの被害に係る自然環境の回復を図るよう努めるものとする。

ニ 水草の除去等

底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保等のため、大量繁茂している水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成及び湖岸に漂着したごみの処理に努めるものとする。

また、水草の除去方法や有効利用等について検討するとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(4) 景観の整備及び保全に関する事項

琵琶湖が歴史的な景勝地としても国民の貴重な財産であることに鑑み、琵琶湖及び琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備及び保全に努めるものとする。さらに、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化的な価値があるとして文化庁により選定された重要文化的景観を次世代へと継承するよう努めるものとする。

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

イ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項

多様な生物を育む水田の整備等環境に配慮した農業のほか、琵琶湖流域の森林の多面的機能の発揮に貢献する林業木材の有効活用に関連する産業その他琵琶湖の保全及び再生に資する環境関連産業等、琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興を図るよう努めるものとする。

ロ 水産資源の適切な保存及び管理等に関する事項

琵琶湖における水産資源を回復し、漁業の振興を図るため、稚魚の放流等水産動物の種苗の放流、砂地造成等漁場の整備及び保全、資源管理型漁業の推進等により、水産資源の適切な保存及び管理等を図るよう努めるものとする。

ハ 観光、交通その他の産業に関する事項

琵琶湖及びその周辺に存在する多様な自然観光資源を保全しつつ持続的に活用するエコツーリズム等の推進を通じて観光を振興し、地域活性化への貢献を図るよう努めるものとする。

また、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を図るよう努めるものとする。

(6) 教育の充実等に関する事項

農業体験、魚を学ぶ体験学習、森林・林業体験、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実を図るとともに、琵琶湖の多面的な重要性を幅広く広報・啓発し、琵琶湖の保全及び再生に関する国民の関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

(1) 琵琶湖保全再生推進協議会に関する事項

国、関係地方公共団体等は、必要に応じて琵琶湖保全再生推進協議会を組織し、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図るよう努めるものとする。

(2) 資料の作成及び公表に関する事項

琵琶湖の保全及び再生の状況並びに琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時に、かつ、適正な方法により公表するとともに、国民への琵琶湖に関する理解促進及び普及啓発のための情報発信を積極的に行うよう努めるものとする。

資料4 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定経過

○琵琶湖保全再生推進本部における議論〈平成27年10月～平成29年3月〉

- ◆ワーキンググループ 12回開催
- ◆幹事会議 6回開催
- ◆本部員会議 7回開催

○環境審議会琵琶湖総合保全部会における審議〈委員名簿は資料5参照〉

平成28年	6月2日	知事から環境審議会会長へ諮問
	6月2日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の体系について
	7月19日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（素案）について
	9月5日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（修正素案）について
	11月18日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（答申案）について
	12月1日	環境審議会会長から知事へ答申

○県議会琵琶湖保全再生対策特別委員会における議論

平成28年	5月25日	琵琶湖保全再生に係る関係部局の取組について
	6月20日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の体系について
	7月26日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（素案）について
	9月8日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（修正素案）について
	10月11日	水草・外来水生植物対策、水産資源の保存・管理について
	12月19日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（原案）について
平成29年	2月14日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（原案）に対する主な意見・情報と県の考え方（案）について
	3月15日	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定について

○その他意見交換等（庁内会議以外）

◆国、関係府県市

平成28年	9月	関係府県市を訪問して計画の策定状況等を説明
	9月22日	関西広域連合委員琵琶湖視察
	11月15日	第1回琵琶湖保全再生推進協議会（法定協議会）

※主務省庁とは各段階で随時調整

◆県内市町

県・市町琵琶湖保全再生計画検討会議（4月、7月、10月）		
平成28年	6月～7月	各市町を訪問して意見交換
	8月9日	滋賀県首長会議
	11月28日	県市行政会議
	11月～12月	各首長を訪問して計画の策定状況等を説明

◆住民、NPO、関係団体等

平成28年	5月～7月	NPO、関係団体を訪問して意見交換（約25団体）
	10月4日	「こんにちは！三日月です」（高島市内の団体と意見交換）
	10月8日	琵琶湖保全再生法シンポジウム
	11月28日 29日	オープンミーティング（住民等との意見交換）
	12月26日	県民政策コメント（パブリックコメント）
～29年	1月26日	※33者（個人、団体等）から161件の意見が提出

○法定意見聴取、法定協議

◆関係地方公共団体（県内市町、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

平成 28 年 12 月 26 日 ～ 29 年 1 月 26 日	法定意見聴取 ※県内 5 市から 10 件の意見
--------------------------------------	-----------------------------

◆主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）

平成 29 年 3 月 15 日 ～ 3 月 29 日	法定協議
--------------------------------	------

資料5 滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会 委員名簿 平成 29 年 3 月現在(五十音順、敬称略)

氏名	主な職
櫻庭 貴子	公募委員
池田 豊人	近畿地方整備局長
石上 公彦	滋賀森林管理署長
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会副会長
鵜飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会会長
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表
木村 禎	滋賀経済団体連合会（一般社団法人滋賀経済産業協会）
久保 久良	滋賀県町村会理事（多賀町長）
徳田 正一	近畿農政局長
鳥塚 五十三	滋賀県漁業協同組合連合会会長
中西 長嗣	一般社団法人滋賀県農業会議副会長
中野 伸一	京都大学生態学研究センター教授
中村 光伸	滋賀県野鳥の会委員
西野 麻知子	びわこ成蹊スポーツ大学教授
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師
平山 奈央子	滋賀県立大学環境科学部助教
福原 守	一般社団法人滋賀県猟友会会長